

農業委員会だより

発行・編集/上士幌町農業委員会

発行日/平成 28 年 8 月 25 日

第 40 号



全国農業新聞を
購読しましょう!



毎週金曜発行
月 700円

●お申込みは、お近くの農業委員または
農業委員会事務局へ

紙面あんない

- ★ 農地パトロールの実施について 2
- ★ 農地のあっせんについて 2
- ★ 住宅や施設を建てようとする前に 3
- ★ 農地の賃借料情報 3
- ★ 家族経営協定の締結 4
- ★ 農地流動化対策協議会を設立 4
- ★ 農業者年金の政策支援加入で将来の安心を! ... 5
- ★ 活動日記 5
- ★ 農業後継者対策推進協議会の本年度の取組み ... 6
- ★ 編集後記 6

農地パトロールの実施について

農業委員会では、耕作放棄地やヤミ小作地、農地転用等の実態を把握するため、毎年農地の巡回を進めています。

農地法の改正に伴い、農地の利用状況の調査が農地法に基づく業務に位置付けられ、昨年一月二〇日、町内全域を対象として農業委員全員による農地パトロールを実施しました。



11/20 農地パトロール

これまでも農地の利用方法に問題があった場合には、随時調査を実施していますが今後も適切に農地の保全・管理、無断転用等の防止に努めます。

また、不適切な利用が見られる場合には、使用者への指導を進めることとなりますので、皆様のご理解をお願いします。

農地のあつせんについて

農業委員会では毎年一〇数件の売買あつせんを取り扱っています。

農地のあつせんは農地法及び上幌町農業委員会農地移動適正化あつせん基準等に基づいて適切に進めています。

配分決定までの流れ

農家の皆様から農地のあつせん申出を受理した後、農業委員会において当該地の現地調査を行い農地価格を決定します。地権者の了解を前提に適正な地区に一定期間の公募を行い、取得希望者から配分申出を徴取します。

配分は、あつせん基準等に基づいて農業委員会において

慎重に審議して決定します。

農地あつせんの留意点

農地のあつせんをご希望される場合は次の点にご留意ください。

1. 売買希望の農地に作物が作付されている場合は、収穫後の売買契約となります。
2. 冬季積雪期においては現地調査ができませんので、融雪後に現地調査を行い農作業開始前に売買契約を行います。

農地の売買や賃借等の利用権設定に関しましては、農業委員会にお問い合わせください。



農業生産法人(農地所有適格法人)の制度が変わりました

平成28年4月1日に改正農地法が施行され、農地の所有・使用が認められている法人である農業生産法人について、3点の制度変更がありました。

この制度変更については、主に農業の六次産業化を進めるための規制の緩和によるものですので、これまで農業生産法人として適格に事業を行ってきた法人については、引き続き農地所有適格法人としての適格性が保たれるようになっています。

【制度の変更点】

- ① 法律上の名称が「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更されました
 - ※ 会社名や看板、法人登記等に「農業生産法人」という名称を掲げている場合であっても、これを変更する必要はありません。
- ② 農業関係者以外の者が法人の議決権の2分の1未満を取得することが認められるようになりました
 - ※ これまでは4分の1以下で、なおかつ法人と継続的取引をする関係者等に限定されていました。
- ③ 栽培、養畜等の「農作業」に法令に規定された日数(原則年間60日)以上従事しなければならない役員又は重要な使用人は、法人に最低1人いれば足りることとなりました
 - ※ 役員でなくとも、法人の重要な使用人(従業員)としての「農場長」などの肩書がある者がこの要件を満たせば良いこととなりました。

このほか詳細については、農業委員会へお問い合わせ下さい。

住宅や施設を

建てようとする前に！

- ◎住宅を新築したい
- ◎農業用施設を建設したい



まず農林課と農業委員会にご相談ください

自分や家族名義の土地に住宅や畜舎・倉庫などの農業用施設の建設準備を進めていた

が、その土地が農地であったために関係する法手続きを終えるまで着工できないという事例が多くあります。

農振法（農林課へ）

建設地が農業振興地域整備計画の農用地区域に含まれている場合、用途変更や除外の申請が必要です。申請内容によっては、許可

までに数か月を要することがあります。

農振法の許可は、農地の転用を申請するためにも必要となりますので、お早目に農林課の窓口でご相談ください。

農地法（農業委員会へ）

農地は、たとえ自分の土地であっても自由に宅地等に転用することはできません。転用申請は、許可になるまで二か月程度を要します。また、土地の分筆測量が必要な場合があります。

農地の賃借料情報

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条の規定により農業委員会から地域の賃借料の参考となる調査結果を公表することになりました。

過去1年間に農地の賃貸借契約で締結（公告）された賃借料データを公表します。

平成27年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10アール当たり）は、以下のとおりです

【畑の部】

| 地域名 | 最高額 | 最低額 | データ数 |
|-------|---------|--------|------|
| 上士幌地区 | 10,000円 | 7,000円 | 12 |
| 北居辺地区 | 10,000円 | 9,000円 | 42 |
| 東居辺地区 | 10,000円 | 6,500円 | 9 |
| 北門地区 | 10,000円 | 5,000円 | 73 |
| 萩ヶ岡地区 | 8,500円 | 4,500円 | 98 |
| 上音更地区 | 10,000円 | 2,900円 | 55 |
| 勢多地区 | - | - | - |

- ・データ数は、集計に用いた筆数である
- ・金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としている

余裕を持って早目の手続きを進めてください。

◆許可を受けずに転用した場合は罰則があります。

平成二十八年度「農の雇用事業」

（次世代経営者育成タイプ）のご案内

全国農業会議所では、農業法人等の職員等を次世代の経営者として育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に職員等を派遣して行う現場実践研修（OJT研修）に

対して助成を行う「農の雇用事業」（次世代経営者育成タイプ）の募集をします。

本事業の実施を希望される農業法人等の方は、平成二十九年一月三十一日（火）までに北海道農業会議に必要な書類を提出してください。原則として、毎月月末までに提出された申請書類は、翌月中に審査・採択をいたします。

なお、平成二十九年一月まで毎月募集を行う予定ですが、予算枠の都合上、採択者数により予定を変更する場合があります。

三年以下の懲役又は三〇万円（法人は一億円）以下の罰金

助成内容

派遣元農業法人役員（代表者は除く）並びに正社員又は家族経営で既に就農し経営に参画している後継者（以下、「研修生」という。）を派遣受入法人へ派遣し、次世代の経営者になるために必要な経営力を習得させるための研修を実施する場合、派遣する研修生の代替として新たに雇用した職員の人件費等について助成します。

助成額

研修生一人当たり 一ヶ月最大 十万円

申請書類の入手等、詳しいお問い合わせは、北海道農業会議まで

TEL 〇一一—二八一—六七六一

家族経営協定の締結

去る平成二八年三月二三日、金亀亭において、第一八回家族経営協定調印式を開催しました。

● 締結世帯

- 関口孝典家(東居辺)
- 齋藤哲也家(北居辺)
- 高木裕巳家(上音更)

● 立会人

- 竹中町長
- 小椋農協組合長
- 早坂農業委員会会長



● 家族経営協定とは

家族で円満に農業経営を営み、経営の向上を図るためには、経営方針をはじめ家族一人ひとりの役割や就業条件等を明確にすることが必要です。

家族経営協定とは、経営主と配偶者や後継者など家族みんなで経営や暮らしの現状を話し合って就業条件や生活条件をめぐる課題の改善点を明らかにし、その対応方針や経営目標などを文書により取り決めることです。

本町では、累計で五七家族が協定の締結を進めています。

締結内容は、状況の変化に合わせて見直しを行い、効果を継続させる必要があります。

● 協定を結ぶメリットは

◎ 認定農業者制度

家族経営協定が結ばれていれば、認定農業者の共同申請が認められ、経営主と共に認定農業者とすることができま

◎ 農業者年金

政策支援加入(保険料に対して国庫補助を受けられる制度)することができます。

◎ 農業改良資金/農業近代化資金/経営体育成強化資金

女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を結んでいることを要件の一つとしています。

家族経営協定は、農業委員会では、事前のご相談から協定書作成までお手伝いします。

まずは、地域の農業委員にお尋ね下さい。

農地流動化対策協議会を設立



本町の今後の農地流動化を円滑に進めることを目的として、JA、上土幌町、農業委員会の三者による上土幌町農地流動化対策協議会を、6月6日に設立しました。

協議会では、今後の農地の売買や賃貸等に係る意向の確認や中間管理機構事業、農地保有合理化事業等の利用希望の把握、更には流動化に対する資金対策等、施策の検討を行っていきます。

《役員体制》

- | | | | | | |
|-----|--------|---|-------|--|--|
| 会長 | 齋藤 哲也 | | | | |
| 副会長 | 千葉 与四郎 | / | 早坂 晴雄 | | |
| 委員 | 辺見 仁 | / | 佐藤 清幸 | | |
| | 高木 裕巳 | / | 福澤 寛二 | | |
| | 山本 弘一 | / | 佐藤 桂 | | |
| 事務局 | 高橋 智 | / | 櫻井 淳史 | | |

女性農業者のみなさんへ あなた自身の年金を!

● 老後の備えは万全ですか?

現在65歳の農業者年金受給者の平均余命は、男性が22年(87歳)、女性が27年(92歳)です。女性の老後は男性以上に長い道のりです(日本人の平均余命より、農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。)

● 農業者の老後の生活の収入は、国民年金+農業者年金が基本です!

国民年金の支給額は月額最高6万5千円、夫婦お二人で約13万円です。一方、高齢農家の家計費は夫婦お二人で23万8千円が必要となるデータがあります。

● 家族経営協定を結べば保険料の国庫補助も受けられます

認定農業者で青色申告をしている方と家族経営協定を結んで農業経営に参画している配偶者も保険料の国庫補助が受けられます。

● 農業者年金の加入には農地の権利名義は要りません

農業者年金の政策支援加入で将来の安心を！～39歳までの皆さまへ～

政策支援 … 農業者の担い手には手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入 ② 農業所得が900万円以下 ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます

| 保 険 料 の 国 庫 補 助 対 象 者 と 補 助 額 | | | |
|-------------------------------|---|-------------|------------|
| 区分 | 必 要 な 条 件 | 国 庫 補 助 額 | |
| | | 35 歳 未 満 | 35 歳 以 上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 3 | 区分1又は2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円(5割) | 6,000円(3割) |
| 4 | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円(3割) | 4,000円(2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者 | 6,000円(3割) | — |

- ※ 国庫補助額は月額保険料月額2万円 で固定に対する補助額(割合)です。
- ※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
- ※ 35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。
- ※ 区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

● **政策支援を受けられる期間**

最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)

● **国庫補助を受けている間の保険料は**

月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

● **国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合**

通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

※ 詳しくは、JA管理課窓口か農業委員会にお問い合わせください。

■ 活 動 日 記

[1月]

- 8日 第4回農業委員会だより編集委員会
- 20日 農業後継者対策講演会
- 21日 第10回農業委員会総会
- 30日 ALLとかち札幌交流会

[2月]

- 12日 十勝農委連農業委員会会長・代理・事務局長研修会
- 19日 北十勝一市三町農業委員会事務局職員研修会
- 24日 北十勝一市三町農業委員会三役研修会
- 29日 第11回農業委員会総会

[3月]

- 23日 家族経営協定調印式
- 23日 第12回農業委員会総会

[4月]

- 13日 第1回農地委員会
- 14日 農業後継者対策推進協議会総会

15日 地区別農業委員会会長・事務局長会議／十勝農委連通常総会

26日 第1回農業委員会総会
農業者年金協議会代議員会
第2回農地委員会

[5月]

25日～28日 全国農業委員会会長大会／北海道選出国会議員要請集会

31日 第2回農業委員会総会

[6月]

6日 農地流動化対策協議会設立会議
17日 農業委員会OB会総会
22日 全道結婚相談研究協議会
28日 第3回農業委員会総会

[7月]

11日 新規就農者激励会
27日 第4回農業委員会総会
第1回農業委員会だより編集委員会

農業後継者対策推進協議会の

本年度の取り組み



◆執行体制

各機関・団体の代表者で構成する「役員会」と事務局担当者による「幹事会」、各地域において情報提供やお世話活動をいただく「推進員」(八名)により本年度も後継者対策を進めます。

◆協議会の財政

町と農協からの補助金(各一〇〇万円)で運営します。

◆主な事業内容

・農業実習生の受け入れ
問い合わせ件数は大変少なくはなっていますが、募集方法を見直しながら、後継者の配偶者候補となる受入れを継続します。

◆各種交流会の開催

できるだけ多くの出合いの機会を設けるため、北海道十勝農業青年との交流会をはじめとする各種交流会

を開催し、JA青年部等が主体的に取り組む事業にも支援します。

・結婚祝い金の支給

農業後継者が結婚した場
合に、費用の一部助成として、お祝い金を支給します。

・結婚仲介者への謝礼

農業後継者への結婚を仲介した又は情報の提供により成婚に至った場合には、仲介謝礼金を支給します。

平成二八年度の 主な予定事業

北海道十勝

農業青年との交流会

・期日/十一月二十五日(金)
二八日(月)三泊四日
会場/大阪市

管内女性との

カップリングパーティー

・期日/十一月一八日(金)
会場/帯広市

農業青年婚活交流会

・期日/十二月二日(金)
三日(土)一泊二日
会場/札幌市

オールとかち

札幌交流会

・期日/一月二八日(土)
二九日(日)一泊二日
会場/札幌市

独身の農業後継者の皆さんの参加をお待ちしています。交流会について、詳しい内容を知りたい方は農業委員会までご連絡をお願いします。
TEL 二四二二九八



編集後記

◆収穫のこの季節、農作業機による事故や交通事故には十分に注意しながら作業されますようお願いいたします。

北海道十勝農業青年との 交流会の開催



平成27年11月 北海道十勝農業青年との交流会

今年が
最後です!!!

今年で23回目を迎える「北海道十勝農業青年との交流会」は、本年11月26日～27日の2日間で開催します。

この交流会は、音更町・土幌町・鹿追町・上士幌町の四町合同開催となります。

今回も大阪市を会場とした交流会を開催する予定で準備が進められています。

本町が参加するのは今回が最後となりますので、大阪でのきっかけづくりを希望する独身の農業後継者の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

農業委員会だより編集委員会 編集委員長：石川 信 幸 編集委員：菅原 研 橋本 正 則

公開情報 上士幌町ホームページ (http://www.kamishihoro.jp/) 内 [組織/農業委員会] よりご覧いただけます。